

緊急医師確保対策関係資料

資料5-2 医療提供体制の現状

- ・人口 10 万人当たり医師数の分布
- ・100 平方 km 当たり医師数の分布
- ・臨床研修医在籍状況の推移
- ・「医師の需給に係る医師の勤務状況調査」による医師の従業時間
- ・病院・診療所の勤務医師数の変化
- ・年齢別小児科医、産婦人科医数男女比
- ・医療事故に係る紛争の状況
- ・医師確保に向けて具体的に活動している病院の割合
- ・病院勤務医師のへき地勤務に関する意識調査

資料5-3 医師不足病院の医師確保に対する病院に対する支援策

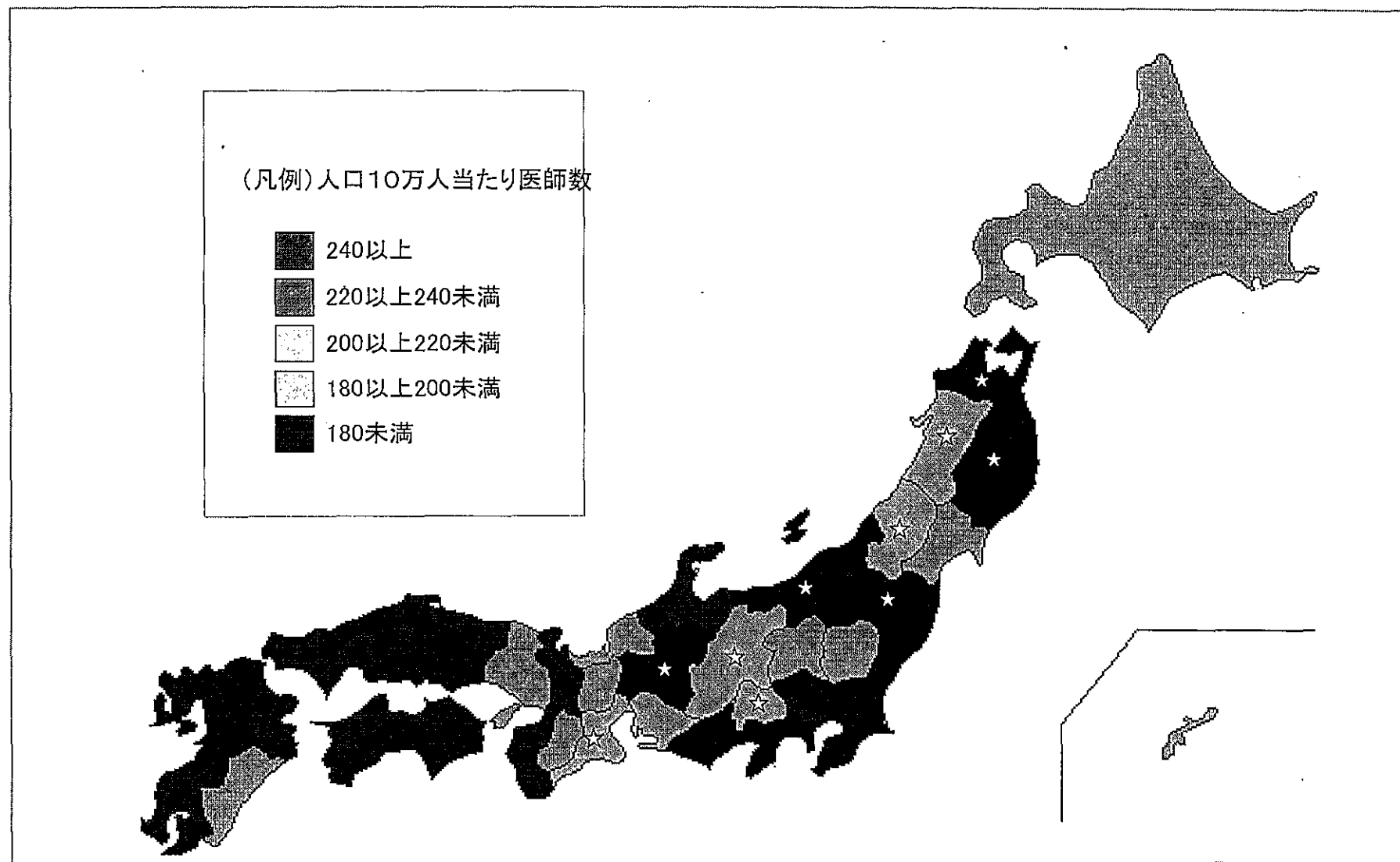
資料5-4 労働者派遣法施行令の改正について

- ・労働者派遣法施行令の改正について
- ・地域医療確保のための都道府県による医療対策協議会
- ・地域医療支援中央会議について

（参考資料（前回提出資料））

- ・「緊急医師確保対策について」（平成 19 年 5 月 31 日）
- ・緊急臨時的医師派遣の実施について
- ・現行派遣制度の概要
- ・参照条文

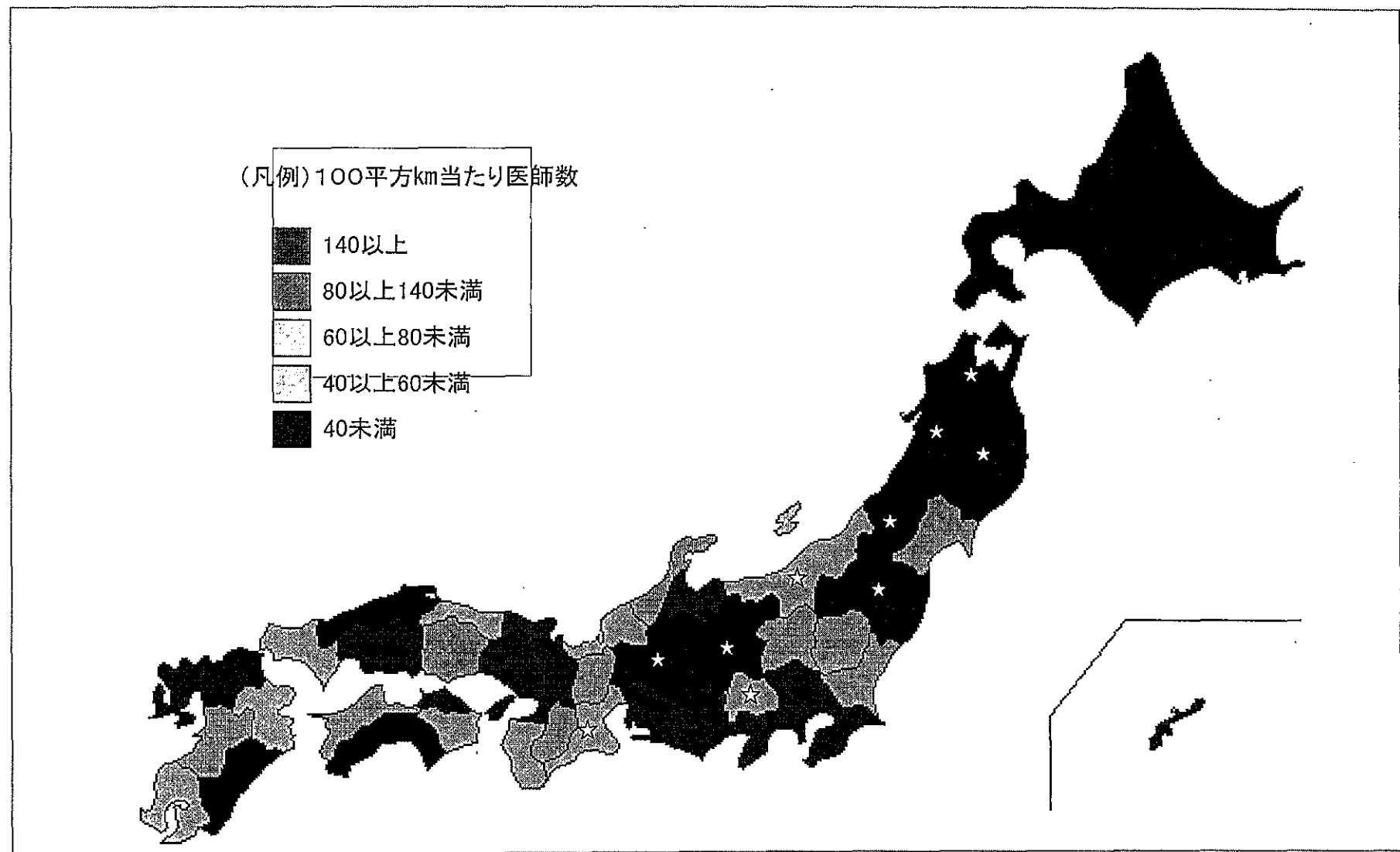
人口10万人当たり医師数の分布(平成16年)



☆ : 暫定的医師養成増対象県(人口10万対200未満、ただし100平方km当たり医師数60以上を除く)

(出典) 平成16年 医師・歯科医師・薬剤師調査

100平方km当たり医師数の分布(平成16年)



☆ : 暫定的医師養成増対象県(人口10万対200未満、ただし100平方km当たり医師数60以上を除く)

(出典)平成16年 医師・歯科医師・薬剤師調査

臨床研修医在籍状況の推移

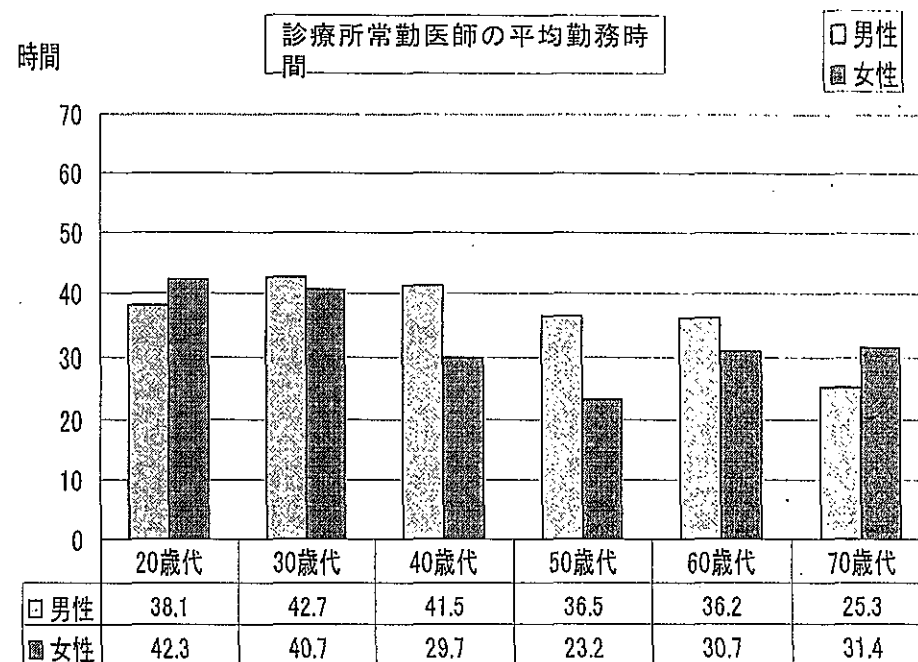
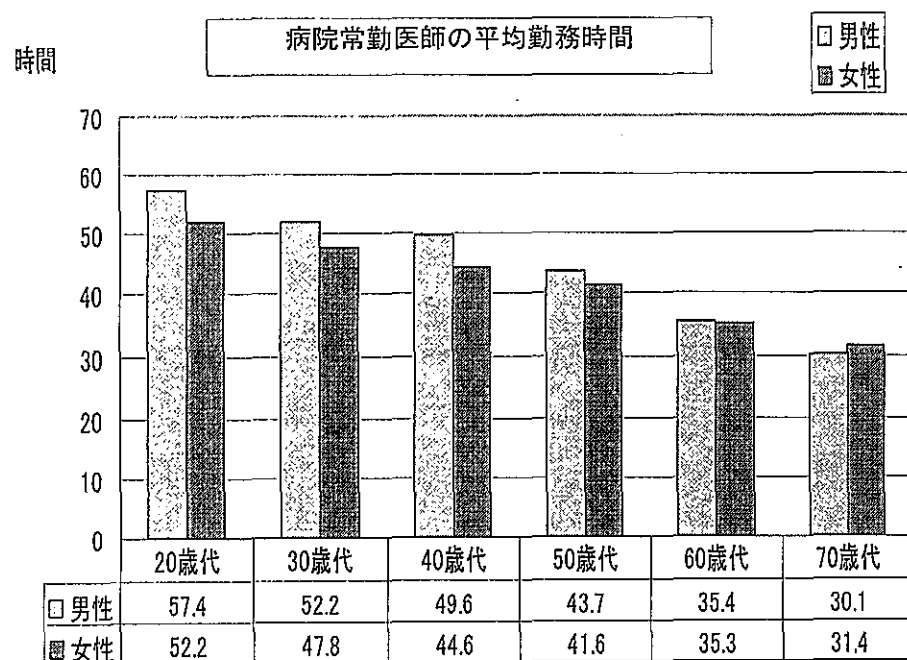
区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	研修医 数	比率	研修医 数	比率	研修医 数	比率	研修医 数	比率
臨床研修 病院	2,237	27.4	3,262	44.1	3,824	50.8	4,266	55.3
大学病院	5,923	72.6	4,130	55.9	3,702	49.2	3,451	44.7
計	8,160	100.0	7,392	100.0	7,526	100.0	7,717	100.0

※ 研修医数については、各年度、国家試験合格発表後の厚生労働省医政局医事課調べの数字である。

「医師需給に係る医師の勤務状況調査」による医師の従業時間

医師の従業時間について調査を行い、233病院から、病院常勤医師4077人の有効回答を得、650診療所から、診療所常勤医師536人の有効回答を得た。医師が医療機関に滞在する時間のうち、診療・教育・会議等の時間を合計し、休憩時間・自己研修・研究を除いたものを従業時間とすると、年齢階級別の従業時間は下記の通りであった。(病院常勤医師の平均従業時間は平均で週48時間であるが、診療所常勤医師の平均従業時間は平均すると週40時間を下回っている。)

※ なお、休憩時間や自己研修・研究等に充てた時間を含めた、病院常勤医師が医療機関に滞在する時間は、平均すると合計で週63時間であった。



(出典)平成18年度厚生労働科学研究費補助金「日本の医師需給の実証的調査研究」 主任研究者長谷川敏彦

病院・診療所の勤務医師数の変化

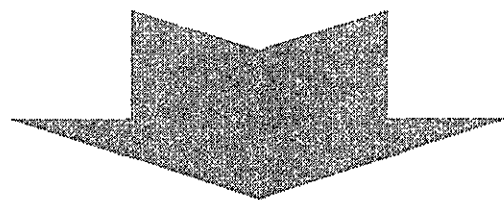
○ 平成10年から平成16年において、病院勤務医師は10,583名(6.9%)、診療所勤務医師数は9,152名(10.9%)

増加しており、増加率は診療所の方が若干高い。

○ なお、病院・診療所の合計では19,735人(8.3%)増加。【平成10年から平成16年の医師数の変化】

病院勤務医師増加数
(平成10年→平成16年)
10,583人

診療所勤務医師増加数
(平成10年→平成16年)
9,152人



病院勤務医師の割合の変化
[平成10年] 64.6% → [平成16年] 63.8%

年齢別小児科医、産婦人科医数男女比

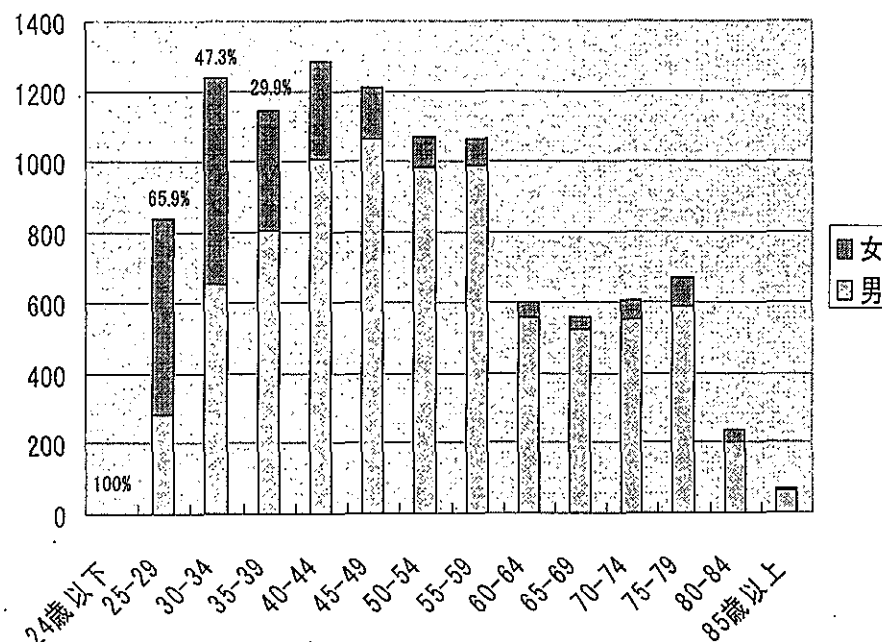
○ 近年、医師国家試験に占める女性の割合は約3分の1となっているなど、若年層における女性医師の増加

は著しい。(特に産婦人科で顕著)

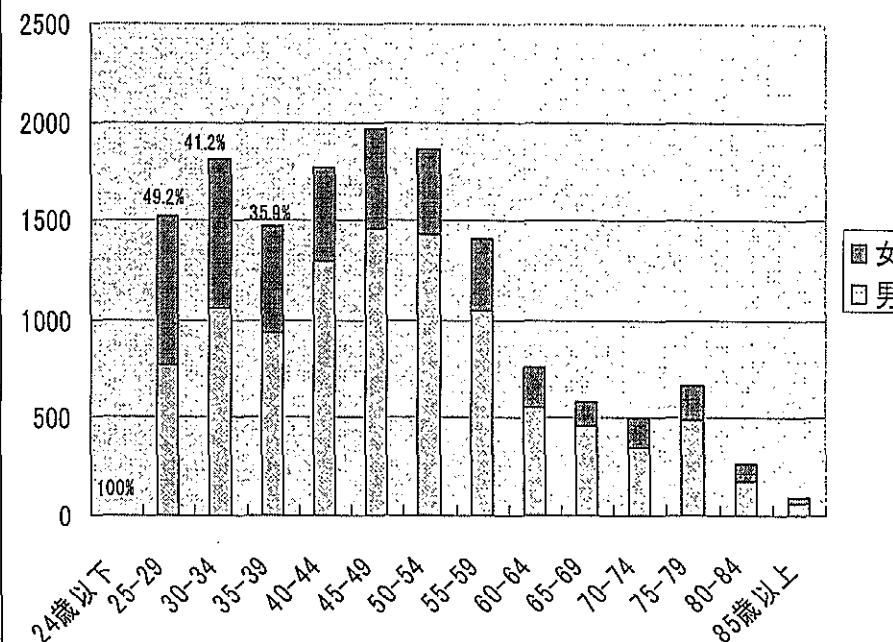
○ 全医師数に占める女性医師の割合は16.5%、全小児科医師数に占める女性の割合は31.2%、全産婦人

科医師数に占める女性の割合は21.7%となっている。

年齢別産婦人科医師数男女比



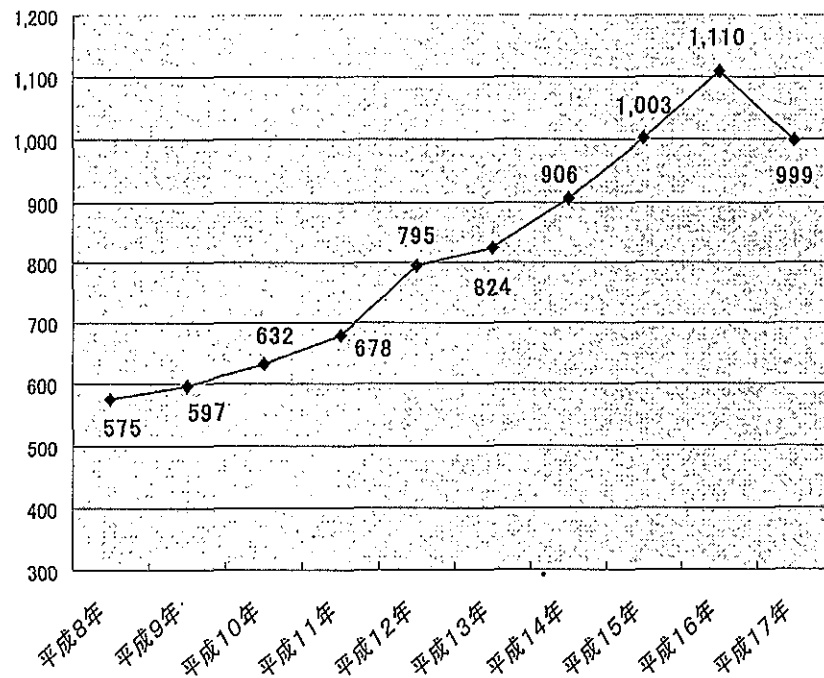
年齢別小児科医師数男女比



(出典)平成16年大臣官房統計情報部 医師・歯科医師・薬剤師調査

医療事故に係る紛争の状況

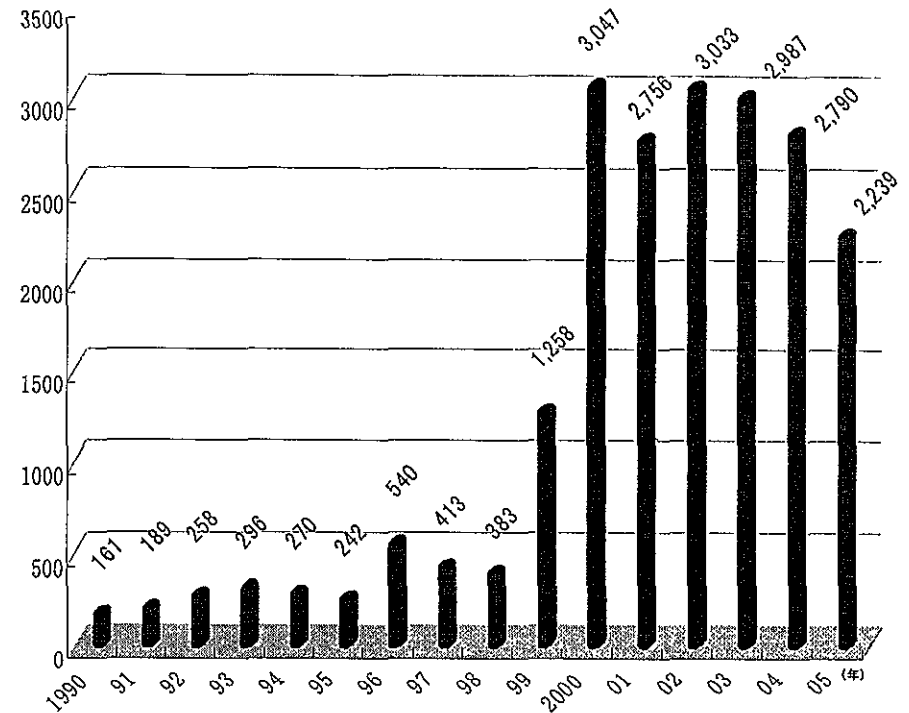
医事関係訴訟事件新受件数(第1審)(民事)



※ 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である

(事件数は最高裁判所ウェブサイトより)

「医療事故」の主要新聞における登場記事件数



出所:日経テレコン21

(黒川清, 大学病院革命, 日経BP社, 2007より)

医師確保に向けて具体的に活動している病院の割合

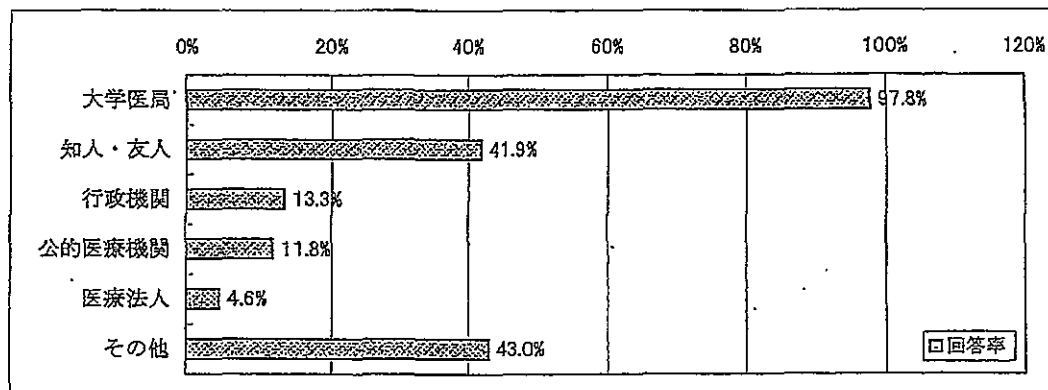
- 「医師確保に係る調査報告書」（平成 19 年 3 月 社団法人日本病院会）によると、医師の確保に向けて具体的に活動している病院は全体の 94%。
- 医師の確保に向けて具体的に活動している病院の 98%が「大学医局」に対して働きかけており、次に多いのが「その他」で 43%。「その他」のうち最も多いのが「医師（人材）紹介業者」。

Q6 医師の確保に向けて具体的に活動していますか。

	回答数(%)
活動している	542(94.1)
活動していない	30(5.2)
無回答	4(0.7)
計	576(100.0)

(1) 〔医師の確保には主にどのようなところに働きかけていますか。〕（複数回答可）

	回答数	回答率
大学医局	530	97.8%
知人・友人	227	41.9%
行政機関	72	13.3%
公的医療機関	64	11.8%
医療法人	25	4.6%
その他	233	43.0%



□ 6. その他

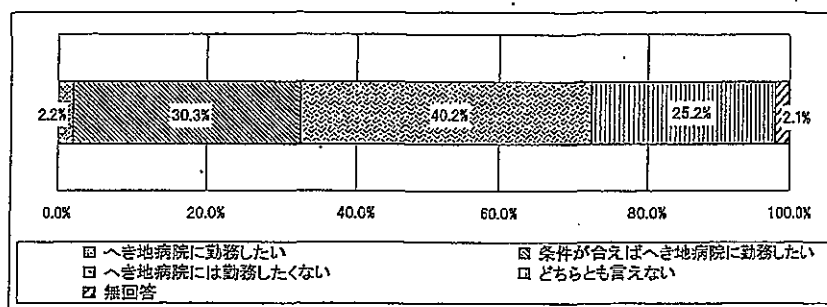
	回答数(%)
医師(人材)紹介業者	101(43.3)
インターネットによる募集	86(36.9)
雑誌等への求人広告	16(6.9)
県医師会等のドクターバンク	15(6.4)
臨床研修指定病院にポスター配布	10(4.3)
病院説明会	5(2.1)
計	233(100.0)

病院勤務医のへき地勤務に関する意識調査

- 「勤務医に関する意識調査報告書」（平成 19 年 3 月 社団法人日本病院会）によると、へき地病院に「勤務したい」または「条件が合えば勤務したい」病院勤務医は全体の 33%。
- へき地病院に勤務する条件としては、「当直回数や休日の確保」を挙げている病院勤務医が最も多く、全体の 50%。

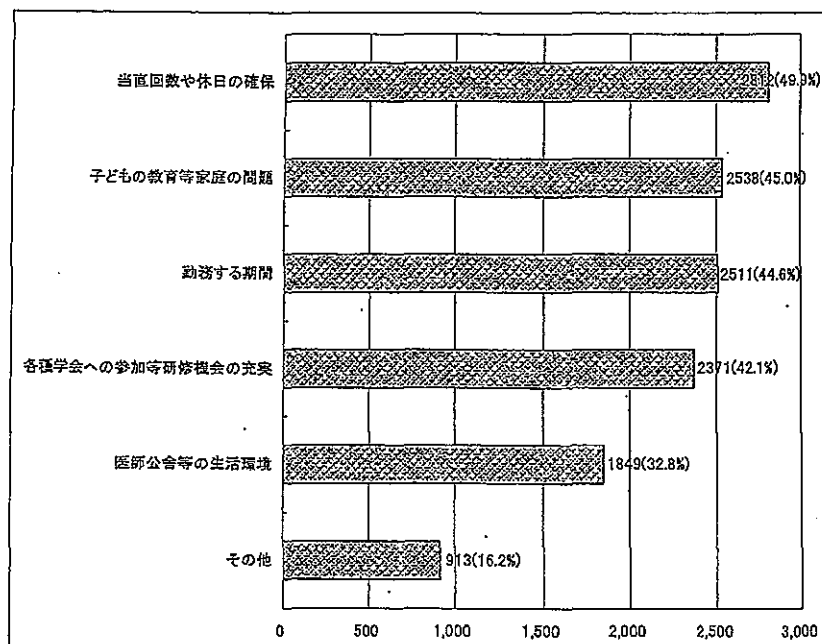
Q26 あなたはへき地病院に（今後も）勤務したいですか。

	回答数(%)
へき地病院に勤務したい	122 (2.2)
条件が合えばへき地病院に勤務したい	1,706 (30.3)
へき地病院には勤務したくない	2,265 (40.2)
どちらとも言えない	1,421 (25.2)
小計	5,515 (97.9)
無回答	120 (2.1)
計	5,635 (100.0)



Q27 主にどのような条件が合えばへき地病院に勤務したいですか。（複数回答可）

	回答数(%)
当直回数や休日の確保	2,812 (49.9)
子どもの教育等家庭の問題	2,538 (45.0)
勤務する期間	2,511 (44.6)
各種学会への参加等研修機会の充実	2,371 (42.1)
医師公舎等の生活環境	1,849 (32.8)
その他	913 (16.2)



医師不足病院の医師確保に協力する病院に対する支援策
(平成20年度概算要求)

医師確保対策の更なる推進

16,034百万円

- 医師を送り出した病院が、当該医師が従前行っていた業務を引き続き行うとともに、これらの業務を行う医師の業務量の増大を抑制するための体制強化に必要な支援を行う(2,141百万円)(新規)。
- 都道府県が医師確保のため、マグネットホスピタル等を選定し、総合周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院など主要な病院が、いわゆる後期研修において、地域医療現場に接することを可能とするよう地域医療への参画を織り込んだ研修カリキュラムをつくり、産科医、小児科医など不足の地域で産科医、小児科医等の研修を行う場合に、研修実施に伴う費用の一部を助成(136百万円)(平成19年度から実施)。
- 都市部の臨床研修病院の研修医が医師不足地域等で研修を行った場合に必要な経費に対して補助(2,400百万円)(新規)。

労働者派遣法施行令の改正について

《趣旨・目的》

（１）国が必要と判断する地域に所在する病院への医師派遣

平成 19 年 5 月 31 日に政府・与党において取りまとめられた「緊急医師確保対策」には、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築が盛り込まれており、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する労働者派遣の形態による医師派遣を可能とする。

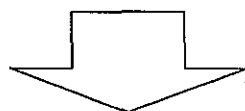
（２）都道府県における医師派遣機能の強化

医師確保対策として、都道府県において医師が集まる拠点病院（いわゆるマグネットホスピタル）の協力により、医師不足病院の医師を確保する取組を進めているところ。これについても、労働者派遣の形態による医師派遣を可能とする。

⇒ 労働者派遣の派遣先として、現在医師の派遣が認められているへき地のみならず、国又は県が必要と判断する地域に所在する病院を対象とし、柔軟かつ多様な医師の配置方策を可能とする。

《改正内容》

労働者派遣の派遣先として、現在医師の派遣が認められているへき地のみならず、地域における医療の確保のために必要があると認められる病院等に対象を拡大する。



都道府県が地域における医療の確保のために必要と認め、かつ、医療対策協議会においてこれを適当と認めた病院等であって、厚生労働大臣が定めるもの。

※ 以上の要件に照らせば、具体的には、以下の病院等が想定される。

- ・ 各都道府県における医療対策協議会の要請を受けて、地域医療支援中央会議により、緊急的に医師を派遣する必要があると認められた病院等
- ・ へき地以外の地域で、各都道府県における医療対策協議会が必要と認めた病院等

地域医療確保のための都道府県による「医療対策協議会」（医療法）

- 地域において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるため、都道府県が中心となって地域の医療関係者と協議を行う場。
- 実体上都道府県に設置されていた協議会を法定化。平成19年4月1日施行。

構 成

- ・ 特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関等の病院関係者
- ・ 診療に関する学識経験者の団体
- ・ 医療従事者養成関係機関(大学等)など

医療法において規定

- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 地域の医療関係団体
- ・ 関係市町村
- ・ 地域住民を代表する団体 など

医療法施行規則において規定

果たすべき機能

- どの地域にどれだけの医師がいるか、どの地域にどれだけの医療に対するニーズがあるかについて、現状分析。
- 地域の医療に対するニーズの把握と、ニーズに応じた短期及び中・長期的な効率的な医療提供体制のあり方についてのコンセンサスの形成。
- 上記の医療提供体制に応じた医師の配置。これを実現するため、医師の多い医療機関と医師の少ない医療機関との間で、都道府県が主体となって必要な医師を確保するための調整を実施。
- へき地等に医師を送り出す仕組みの検討。

地域医療支援中央会議について

1 趣 旨

平成18年8月31日に「地域医療に関する関係省庁連絡会議」(厚生労働省、総務省、文部科学省)によりとりまとめられた「新医師確保総合対策」において、地域医療を広域的に支援するために全国的な病院ネットワークを有する公的医療機関の代表等からなる「地域医療支援中央会議」を開催することとされている。

既に、都道府県においては、地域における医師確保対策に取り組んでいるところであるが、国においては、地域医療の確保に関する好事例の紹介や改善方策の提示などにより広域的な視点で都道府県の取組を支援する仕組みとして、地域医療支援中央会議を開催するものである。

2 検討内容

- ・ 関係団体等により実施されている好事例の収集・調査・紹介等改善方策に関すること
- ・ 医師確保等を含め地域医療の確保に関する助言・指導に関すること
- ・ 関係医療機関に対する協力要請に関すること
- ・ 専門家(地域医療アドバイザー等)の派遣に関すること
- ・ 緊急避難的医師派遣に関すること

3 幹事会

中央会議の「幹事会」を開き、具体的な対策を検討する。

4 会議の位置づけ

医政局長による会議

5 会議の構成員

別紙の通り

6 開催回数

3月に1回程度のペースで開催予定

7 事務局

医政局指導課にて行うものとする。

地域医療支援中央会議 構成員

(氏 名)

(役 職)

内 田 健 夫

社団法人日本医師会常任理事

大 橋 俊 夫

全国医学部長病院長会議会長

梶 井 英 治

学校法人自治医科大学

卒後指導委員長(兼)地域医療学センター教授

小 山 田 恵

社団法人全国自治体病院協議会会長

近 藤 俊 之

千葉県病院局長(病院事業管理者)

武 田 弘 道

全国厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長

◎久 道 茂

宮城県対がん協会会長

松 原 了

社会福祉法人恩賜財団済生会常任理事

矢 崎 義 雄

独立行政法人国立病院機構理事長

山 田 史

日本赤十字社事業局長

◎ 座長

平成19年4月現在

(五十音順、敬称略)

緊急医師確保対策について（平成19年5月31日 政府・与党）

1. 医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築

医師不足地域に対し、都道府県からの求めに応じ、国レベルで緊急臨時的な医師の派遣を行う体制を整備する。上記の実施に伴い、規制緩和等の所要の措置を講じる。

2. 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等

病院勤務医の過重な労働を解消するため、交代勤務制など医師の働きやすい勤務環境の整備、医師、看護師等の業務分担の見直し、助産師や医療補助者等の活用を図る。また、特に勤務が過重で、深刻な医師不足の現状にある地域医療を支える病院への支援を充実する。さらに、一次救急を含めて地域医療を担う総合医の在り方について検討する。

3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備

出産や育児による医師等の離職を防止し、復職を促すため、院内保育所の整備など女性の働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性医師の復職のための研修等を実施する病院等への支援や女性医師バンクの体制を充実する。

4. 研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し等

大学病院を含む医師臨床研修病院の臨床研修制度の在り方や定員の見直し等を行うことにより、都市部の病院への研修医の集中の是正に取り組む。また、臨床研修後の専門医に向けた研修の在り方についても、地域医療への従事や医師派遣の仕組みと関連付けて検討する。

5. 医療リスクに対する支援体制の整備

産科補償制度の早期実現や、診療行為に係る死因究明制度（医療事故調査会）の構築など、医療リスクに対する支援体制を整備する。

6. 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加を行う。さらに、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、医学部における地域枠の拡充を図るとともに、医師養成総数が少ない県においては、医師の養成数を増加させる。また、臨床医を養成する医育機関の在り方についても検討する。

平成19年6月26日

照会先

医政局指導課：03-5253-1111（代表）

医療計画推進指導官 伊東（内線4132）

医業経営専門官 永田（内線2771）

指導係長 中根（内線2557）

緊急臨時的医師派遣の実施について

1. 5月31日に政府・与党でとりまとめられた「緊急医師確保対策」に基づく医師不足病院への医師派遣の仕組みについては、今月11日に開催した地域医療支援中央会議において、仕組みの大枠が決定したところ。
2. 本日、地域医療支援中央会議幹事会を開催し、この大枠について各道県から提出された派遣要請の内容を検討したところ、緊急臨時的医師派遣の第一陣として、次の医療機関への医師派遣が内定した。
3. この医師派遣については、今後も引き続き都道府県からの要請を受け付けることとし、その中で緊急に医師派遣する必要性の高いものについては、同様の仕組みの中で、医師の派遣を行っていくこととしている。

	都道府県	病 院 名	診療科	対 応
1	北海道	北海道社会事業協会 岩内病院	内科	全国社会保険協会連合会が、内科医1名を派遣。準備が整い次第、6か月程度。
2	岩手県	県立大船渡病院	循環器科	国立病院機構が、内科医等1名を派遣。8月から3か月程度。
3	岩手県	県立宮古病院	循環器科	日本赤十字社が、循環器科医1名を週1回派遣。7月から6か月程度。 恩賜財団済生会が、循環器科医1名を派遣。準備が整い次第、3か月程度。
4	栃木県	大田原赤十字病院	内科	日本赤十字社が、内科医1名を派遣。7月から6か月程度。
5	和歌山県	新宮市立医療センター	産婦人科	応募医師1名を派遣。8月から6か月程度。
6	大分県	竹田医師会病院	救急(内科)	日本医科大学が、救急医1名を派遣。準備が整い次第、6か月程度。

171

労働者派遣制度における適用除外業務

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務 (法第4条)

(4) 医療関連業務 (令第2条)

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務

ただし、医療関連業務については、以下の場合には労働者派遣が可能。

- ① 紹介予定派遣
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等※）で行われるもの

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

- ③ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務及びへき地の病院等における医師の業務

《参照条文》

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号） 抄

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号） 抄

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する
歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第十九条に規定する
調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）
- 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二条、
第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の
法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、
診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、
病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（
介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二
第三項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）
- 五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規
定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るも
のであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われる
ものに限る。）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項に規
定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われる
ものに限る。）
- 七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第
二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において
行われるものに限る。）
- 八 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第一項に規
定する業務（病院等において行われるものに限る。）
- 2 前項のべき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域
に含む厚生労働省令で定める市町村とする。
 - 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定
により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
第一条に規定する奄美群島の区域
 - 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に
関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定す
る辺地
 - 四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に
より指定された振興山村の地域
 - 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）
第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域
 - 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条
第一項に規定する過疎地域
 - 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に
規定する離島の地域